令和5年度 所定疾患施設療養費(I)の算定状況について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から所定の疾患を発症 した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されます。厚生労働 省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費(I)の算定状況を公表いたします。

【算定要件】

- ①所定疾患施設療養費(I)は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月に1回に限り算定するもので、1月に連続しない1日を7日間算定することは認められないものである。
- ②所定疾患療養費と緊急時施設療養費は同時算定できないこと。
- ③所定疾患療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりである。

イ:肺炎

口:尿路感染症

ハ:帯状疱疹

二:蜂窩織炎

- ④肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- ⑤算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
- ⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、 介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の加算の算定状況を報告すること。

【単位数】

・1 日当たり: 239 単位

【算定状況】単位:人数(治療日数)

令和 5 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	R6			合
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	1	2	3	計
										月	月	月	
肺炎			1								1		2
			(3)								(6)		(9)
尿路感染症	1					1							2
	(5)					(7)							(12)
帯状疱疹									1				1
									(7)				(7)
蜂窩織炎													0